

# 社会福祉法人南台五光福祉協会 資格取得に係る特別休暇等要綱

## (目的)

第1条 社会福祉法人南台五光福祉協会の職員（以下「職員」という。）が、職務の遂行に有用な資格を取得しようとした際に、特別休暇を与え、自己啓発への取り組みを支援することにより、職員の資質の向上を図ることを目的とする。

## (対象者)

第2条 この要綱の対象となる者は、就業規則第3条第1項に定める職員とする。但し、特別職の職員を除くものとする。

## (対象資格)

第3条 この要綱の対象となる資格は以下のとおりとする。

- (1) 社会福祉士
- (2) 介護福祉士
- (3) 精神保健福祉士
- (4) 公認心理師

## (対象の可否)

第4条 対象の可否は、入学確認ができる書類及び試験日までの日程が確認できる書類の写しの提出を以て、判断するものとする。

## (特別休暇の日数等)

第5条 対象となった場合の特別休暇の日数は、前条の日程等の写しを確認し、決定するものとする。

- 2 特別休暇の対象は、原則、入学以降のガイダンス、スクーリング、試験日とする。
- 3 再度の受験については、試験日のみ対象とする。

## (特別休暇の申請等)

第6条 特別休暇の申請は、特別休暇承認願に必要事項を記入の上、第4条の証拠書類を添付の上、所属長に提出するものとする。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

## 附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。